



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 鳥獣保護区及び特別保護地区を指定することについての公聴会の開催・2件（自然保護課）…………… 1
- 鳥獣保護区を指定することについての公聴会の開催（自然保護課）…………… 2
- 歳入の徴収の事務の委託（青少年・児童家庭課）…………… 2

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 3

その他

- 行政書士試験の実施…………… 4

告 示

沖縄県告示第362号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項及び第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、粟国島鳥獣保護区及び粟国島特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成24年 8月 2日 午前10時開始
- (2) 場所 沖縄県粟国村字東1142番地（粟国村島あしび館ビジターセンター）

2 意見を聴こうとする案件 知事が作成した粟国島鳥獣保護区及び粟国島特別保護地区の指定の内容について、野生鳥獣保護の見地からの意見を聴こうとするものである。

3 意見の申出の方法及び期限 公聴会において意見を述べようとする者は、平成24年 7月26日までに意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び電話番号を記載した書面を沖縄県環境生活部自然保護課に提出すること。

沖縄県告示第363号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項及び第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、チービシ鳥獣保護区及びチービシ特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成24年 8月 1日 午後 1時30分開始
- (2) 場所 沖縄県那覇市前島3丁目25番1号（とまりん地下研修室）

2 意見を聴こうとする案件 知事が作成したチービシ鳥獣保護区及びチービシ特別保護地区の指定の内容

について、野生鳥獣保護の見地からの意見を聴こうとするものである。

- 3 意見の申出の方法及び期限 公聴会において意見を述べようとする者は、平成24年7月25日までに意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び電話番号を記載した書面を沖縄県環境生活部自然保護課に提出すること。

沖縄県告示第364号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定により、豊見城三角池鳥獣保護区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成24年8月3日 午後2時開始
 - (2) 場所 沖縄県豊見城市字与根584番地(与根公民館)
- 2 意見を聴こうとする案件 知事が作成した豊見城三角池鳥獣保護区の指定の内容について、野生鳥獣保護の見地からの意見を聴こうとするものである。
- 3 意見の申出の方法及び期限 公聴会において意見を述べようとする者は、平成24年7月27日までに意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び電話番号を記載した書面を沖縄県環境生活部自然保護課に提出すること。

沖縄県告示第365号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成24年7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 保育士登録手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 社会福祉法人日本保育協会
 - (2) 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- 3 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 中部広域都市計画高度利用地区(山里第一地区)
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 7・6・沖6号諸見里山里線
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 山里第一地区第一種市街地再開発事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月 2日 沖縄県指令土第1001号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字汀間100番ほか67筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成24年 6月25日 第3004号
- 6 工事完了年月日 平成24年 6月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月 5日 沖縄県指令土第1007号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛1215番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平97番地17神谷マンション105号 大城利津子、八重瀬町字富盛1006番地 4 アイリマンション 2-A 大城竜誠
- 5 検査済証番号 平成24年 6月26日 第3005号
- 6 工事完了年月日 平成24年 6月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月21日 沖縄県指令土第1037号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄平前原277番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎二丁目 5番 1号 県営西崎団地103 金城均
- 5 検査済証番号 平成24年 6月26日 第3006号
- 6 工事完了年月日 平成24年 6月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 7月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 7月15日 沖縄県指令土第706号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間122番 7

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山825番地2 2階 森本一徳、南風原町字津嘉山825番地2 2階 森本真由美
- 5 検査済証番号 平成24年6月29日 第3007号
- 6 工事完了年月日 平成24年6月19日

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

平成24年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成24年11月11日（日曜日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
 - (1) 沖縄国際大学 宜野湾市宜野湾二丁目6番1号
 - (2) 沖縄県宮古事務所 宮古島市平良字西里1125番地
 - (3) 石垣市商工会館 石垣市浜崎町一丁目1番地の4
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目
 - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
 - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
 - (2) 試験の方法
 - ア 試験は、筆記試験によって行う。
 - イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出題する。
- 4 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 受付期間 平成24年8月6日（月曜日）から同年9月7日（金曜日）まで。同日の消印があるものまで受け付ける。
 - イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地全国町村議員会館3階
 - ウ 提出書類 受験願書一式。受験願書と併せて配布する封筒を使用し簡易書留郵便で郵送すること。
 - エ 受験手数料 7,000円。受験手数料の納付については、試験案内に記載された方法によること。
 - オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
 - (ア) 郵送配布
 - a 配布期間 平成24年8月6日（月曜日）から同月31日（金曜日）まで。140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、bの宛先に郵便で請求すること（平成24年8月31日必着）。
 - b 宛先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター
 - (イ) 窓口配布
 - a 配布期間 平成24年8月6日（月曜日）から同年9月7日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 配布場所及び配布時間

配布場所	所在地	電話番号	配布時間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2134	午前8時30分から午後5時15分まで
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号	0980-52-2170	
沖縄県中部合同庁舎コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号	098-894-6500	
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地	0980-72-2551	
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地の1	0980-82-3040	
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号沖縄県行政書士会館	098-870-1488	午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとする。

(イ) 利用できるクレジットカードは、VISA、Master又はUCとする。

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間 平成24年8月6日（月曜日）午前9時から同年9月4日（火曜日）午後5時で終了する。出願システムも同日午後5時で終了するため、同日午後5時を過ぎると接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので、注意すること。最終日は大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先 財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03-3263-7700）

5 特例措置の実施 身体の機能に障害があり試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望する者は、申請の手続きが必要となるので、受験申込み前先立って問合せ先に相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成25年1月28日（月曜日）午前9時

(2) 方法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示した後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を登載する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総 務 私 学 課
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷
〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号